

光市医師会報

昭和50年11月発行

No. 40



人間の運命よ。おまえは
なんと風に似ていることか
(ゲーテ)

光市医師会

医師会月間行事

※10月28日(火) 月例会 於医師会館 午後7.30

○協議事項 (1)本日休診看板に当番医療機関名を表示する件 (2)当番医の患者数記載様式の変更について (3)税務署の青色申告説明会申入れについて

○報告事項 (1)市部医師会正副会長会議について (2)定例代議員会議について (3)会員の入会申出について (4)周南三市医師会合同役員会について (5)人間ドックに対する助成実施について

(6)診療所調査について (7)市医体育大会合計報告 (8)会員の病床増設申出について

※10月28日(火) 研究会 於医師会館 午後7.30

ワルレンベルグ症候群の症例: 松村先生

※11月11日(火) 理事会 於医師会館 午後7.30

○協議事項 (1)産業医の委嘱について (2)求人申込みについて (3)地域保健活動調査について (4)忘年会について (5)予防接種実施について (6)休日診療について

○報告事項 (1)牛島診療について (2)昭和51年度就学児検診について (3)呼吸器疾患患者調査担当理事検討会(11月13日) (4)周南三市医師会福祉担当理事協議会(11月13日) (5)産業医研修会(11月18日) (6)日医緊急要望書について (7)病院診療所に対する立入検査実施結果について (8)保健所との話し合いについて (9)生保指定医療機関の指導検査の実施について (10)市への要望について。

※11月18日(火) 昭和50年度産業医研修会 於医師会館 午後7.30

※11月25日(火) 研究会 於医師会館 午後7.30

○ビデオ映写 (1)はり麻酔 (2)救急せせい

法

※11月25日(火) 例会 於医師会館 午後8.30

○協議事項 (1)休日診療(年末年始)について (2)休日診療掲示板の件 (3)当番医の患者数記載要領の変更について

○報告事項 (1)周南三市医師会福祉担当理事協議会について (2)呼吸器疾患患者調査の継続についての協議会 (3)忘年会開催について

昭和50年度

山口県産業医研修会

日時 11月18日(火) 午後7.30

場所 光市医師会館

昭和50年度山口県産業医研修会が光市医師会の引受けで開催され出席者36名で盛会であった

○講師 大平岡山大学教授 森田県医副会長 三澄県医専務理事 下松労働基準監督署課長、吉村山口県産業医会会長

林光市医師会長司会の下に研修会が実施された

○森田副会長講演要旨

平素産業安全衛生法の趣旨に従い産業衛生活動に御努力いただき感謝にたえない。然し安全衛生法は理解しにくい点もあり一部には産業医の任務内容に理解の少ない人もある。亦事業所等においても理解の乏しい所もある。新安全衛生法は昭和47年に改正されたが、まだ歴史も浅く、医師会側にも事業所側にも主旨不徹底の面がある。学校保健の如く定着するのは尚時日を要するものと思われる。県医師会としては昨年は組織づくり、本年は実践活動の年としたいと思つて居るが、産業衛生について理解を深める為に本会を開催した次第である

○三澄専務理事講演要旨

県医担当理事としては、昭和47年度に、一般健康診断、特殊健康診断、産業医のしおり、産業医の手引等により説明済みであり、亦安全衛生法については担当理事協議会等で主旨を説明してあるので省略する。産業保健の言葉の意味は、あいまいで分りにくい、臨床医学が縦の糸であるならば本日の産医研修会は横の糸であり、産業医は社会的に要求されておるものと考えられる。健康管理とは Health Administration として狭義にとられるが、実際は Health Care の訳である。健康活動、公衆衛生活動の全体を現わすものと理解すれば Health Care と合致する。これは日本医学会においても承認されておる。保健とは広義の健康管理で産業保健とは広い意味の職場の健康管理である。7月号の日医ニュースで日医会長は健康と疾病の背後にある地域社会を考えよと云っているが、諸疾患を発見した場合、産業医と臨床医の接点的見地から捉えなければならぬ場合がある。社会的環境の中で疾病を発見せよ。之が産業医の道である。

○下松労働監督署課長講演要旨

産業医について

(1) 産業医選任範囲について

常時50人以上の事業場は産業医を選任しなければならない。尚免許を有する衛生管理者が必要である。但し1,000人以上の事業場、有害業務のある500人以上の事業場は専属の産業医を任命しなければならない。3,000人以上の事業場は2人以上の産業医の専任が必要である。

(2) 産業医の職務

(イ) 健康診断の実施その他労働者の健康管理に関する事。定期健康診断、雇入時健康診断、特殊健康診断の実施

(ロ) 衛生教育その他労働者の健康の保持増進

を図るための措置で医学に関する専門的知識を必要とするものに関する事。

安全衛生教育を義務づけており衛生教育は産業医の義務である。

(ハ) 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関する事。

(ニ) 以上の各号に掲げる事項について、事業者又は総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言すること。産業医は企業の最高責任者に直結する。

(ホ) 少なくとも毎月1回作業場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれあるときは、直ちに労働者の健康障害を防止するため必要な措置を行ふこと。

(ヘ) 衛生委員会への参加

100人以上の事業場は衛生委員会を設ける様になっており、参加する必要がある。

(ト) 秘密保持の義務がある。

(チ) 作業環境測定法が昭和50年8月に制定され国家試験合格者でないとならない、医師免許を有する者は学科試験が免除される。

○吉村産医会長講演要旨

労働安全衛生法に基づく一般健康診断並びに特殊健康診断の手引により説明。

年1回、有害業務では年2回の健康診断が必要である。特に雇入れ時の健康診断は特に重要である、これは雇入れ後の疾病発生との関連性を考える時重要な参考となる。特殊な業務につく者には視力検査、聴力検査を厳重に実施しておく必要がある。有害業務と考えられる所は環境測定が必要であり、特に健康障害が生じた時には重要な参考となる。とにかく、きめ細かい健康診断と、完全な記録と、健康診断の事後処理が大切である。

○大平教授講演要旨

健康診断と云ふ場において、第一次スクリーニング及び第二次スクリーニングを行い職業病を発見する。こういう方法が不必要と云ふのではないが、Health Diagnosis Health examinationは単に病気を見つけると云ふ意味だけではない。予防的立場でみなければならない。元来人間の健康は人間の主体側の要因即ち遺伝、年齢、性等だけではなく周囲の環境要因即ち人間生体学的な点で健康を理解すべきである。夫々の会社で作業条件も異っておる。作業条件を環境として考えると共に、社会的条件として考慮する必要がある。労働衛生は環境をよく知り診断することが必要である。この様な考え方で健康診断を行ふと職業病としての診断をつける場合、はっきりした症状が出てくるまで待たずとも、典型的な症状の発現以前に、かくれた症状がありうる。Health examinationをやることにより労働者のおかれておる環境の診断は Health Assesmentである。かくれた職業病を作るであろう所の、かくれた要素を知る意味において健康診断が必要なのである。重金属は地球上に自然に沢山所在する、何等かの形で体内にはいる、典型的な線のみをみつけたのでは意味がない。鉛中毒等の場合尿中の鉛を検査することにより環境診断 Assesment することは大変重要なことである。尿、血液等の検査で異常をみつけた場合之は病気ではないが、こういう異常所見の環境が重要なのである。CMI、OMI等の訴えでも統計的に処理し、対比することにより、いろいろの推定できる問題が出てくることが多い。典型的でなくとも健康調査を処理することにより職業病の問題を知ることができる。生化学的検査等によらなくても健康調査を処理する事により環境状況を見付けることができる。病気を見付ける事も大切であるが、その底辺にあるも

のを見付ける事が健康診断の重要な点である。頑健な労働者を見ることは意味がないとか、面白くもないだろうが、病気でない人を見る事も大切なものと思ふ。作業現場をよくみて、健康調査で環境診断をする事が大切である、そうすることにより職業病として出てくるものがどんな環境に原因するかが分る。月に一度の作業場巡視は大変であるがただ巡視すればよいものではなく、実情を把握するためには、衛生管理者、事業場責任者等とのチームワークも極めて大切である。

あ と が き

あと1ヶ月もすぎれば本年も終る、不況の年末に、ゼネストに近いスト権ストライキ値上げ三法案の延長国会、日常生活に關聯の深い諸料金の値上げ予告、騒然たる世情に、医師会員待望の医療費改訂は片すみに追いやられてねむっておる。会員の不満といらだちの中に本年も過ぎ去るか、

山茶花に消え入る雨や夕まぐれ
春梢女

発行所	光市小周防1633の2林医院内 光市医師会 TEL 0833 (77) -2061
発行者	林 孝 之
編集者	会報編集委員会
印刷所	光市御崎町 中村印刷株式会社